

# 大正期における地主と農民 (三)

—水稲単作地帯の一地主の事例研究—

## A Case Study on the *Jinushi-Kosaku* (Landlord-tenantfarmer) Relationship in Taisho Period (3)

高橋 満

Mitsuru Takahashi

- I 序論 地主制研究の課題と視角
- II 中浦村における地主制と農民諸層の動向
- III 大正期における地主の家と地主経営  
補論 農民層の農家経済の内容  
(以上前号まで)
- IV 大正期における労働・生活組織 (以下本号)
  - 1 田中家の労働組織  
はじめに  
年季奉公人  
手作地の労働組織  
渡し仕事  
職人・日雇
  - 2 田中家の生活組織  
はじめに  
婚礼と家関係  
法事と家関係  
歳暮と家関係
  - 3 村落生活と田中家  
年中行事と田中家  
共有地・共有金と田中家
- V 終論 若干のまとめと展望

### IV 大正期における労働・生活組織

#### 1 田中家の労働組織

はじめに 大正期における地主—小作関係の特質をみるために、先の諸章において中浦村の地主制の特質と農民層分解の統計的分析および田中家の地主経営の構造を、とくに家と家との関係の

解明を重視しつつ考察した。そこから明らかになったように、地主—小作関係、つまり地主による農民支配の関係は、単純に土地所有面積により規定されているものではなく、かなり複雑な社会的契機に媒介を受けつつ実現されている。

これは、なかならず又小作関係の中に典型的に示されていた。すなわち、階級としては同じ小作人が、対地主田中家との関係においては座頭と又小作という異なる社会階層に分解し、座頭は又小作人を支配・管理しつつ、田中家の小作料収取の安定化を担う役割を与えられていた。一方、これらの家々は田中家の金穀貸付業にみたように肥料購入・農耕馬牛資金の借受けにおいて他の小作人にもまして優遇を受けていた。つまり、彼らは、田中家からよりの経営の保護・育成の恩恵に浴することができた。だが、これらの家々には明瞭な系譜関係はみいだせないし、また、土地所有により規定されているわけでもなかった。では、小作人を座頭と又小作という異なる階層に位置づけさせるものはなんであろうか。

本章では、これらの点に留意しながら、さらに地主—小作関係の具体的姿を把握するために、田中家を中心とする労働をめぐる家々の関係、狭義の生活をめぐる家々の関係、つまり労働組織および生活組織の分析を試みる。これによって大正期における地主—小作関係の存立構造、より具体的にいえば、「地主小作人間にみられる広範な社会関係」<sup>(1)</sup>をできるだけ視野におさめつつ、田中家の地主としての支配の存立基盤を明らかにしたい、と思うのである。

さて、まず、大正期における田中家の労働組織を考察することにするが、その前にこの展望を示しておけば、先にみたように、田中家は大正期にしたいに手作地経営を縮小し、一方においては小

作料の収取、他方、山林経営にその重点を移しており、こうした重点の移行とともに、この期の雇用労働力も農外作業に重点を移している。しかし、有賀が明らかにしたように、小作料の原義＝原初的形態たる名子の賦役に遡る過程において、地主手作地に対する小作人の労力提供や各形態の奉公が存在する。従って、その意味は薄れたとはいえ、あるいは田中家の場合には系譜は異なると思われるが、奉公人を出す家々、地主手作地に労力を出す家々は、他の労働組織のそれにも増して重要な意味をもつものである。まず、これらの労働組織から考察を進めることにしよう。

**年季奉公人** まず、年季奉公人についてみよう。大正期において変動はあるが、ほぼ2～3人が常時奉公人として雇用されている。この全員が一年季奉公であり、しかも流動性が高い。以下、年季奉公人を掲げてみよう。

- 玉浦徳蔵（動木橋） 八俵二斗，うち五斗五升前年秋渡し。四俵阿部助四郎殿分入付。
- 清治シン（小坂） 四俵二斗，うち一斗五升前年秋渡し。
- 高山喜三郎（小坂） 二斗二升，うち一斗五升前年秋渡し。
- 田中昭三（竹ノ花） 二一才。五俵二斗，途中北海道に出奔。
- 高山ナツ（小坂） 高山喜三郎の姉。四俵二斗，うち三俵二斗作徳米トシテ差引。
- 山形六左エ門（小坂） 一七才。三俵。
- 山形半五郎（小坂） 八斗二升，五月一九日ヨリ出奔ノタメ三ヶ月分給米。佐市息子。
- 清治政治（小坂） 四俵，うち一俵作徳米トシテ差引。
- 山形サト（小坂） 半五郎の妹。四俵二斗，うち三俵二十山形松次郎座作徳米トシテ差引。
- 今井稲四郎（荒町） 一〇〇円。
- 山形マツ（小坂） 六左エ門の妹。五俵二斗，うち四俵作徳米トシテ差引。
- 清治サダ（小坂） 二俵二斗。

このうち女子は、子守や炊事などの家事労働に従事している。男子も手作地経営の縮小に伴って20才前後の若年者で占められ、農業労働の基幹的地位を占めていないことを示している。

玉浦徳蔵は、動木橋の作太郎の息子である。こ

の玉浦家は、田中家からの又小作を3人擁する座の親方となる一方、阿部助四郎座の又小作も行なっている。このため田中家から給米として8俵2斗を支給されているが、そのうち4俵が阿部助四郎座の作徳米として直接田中家より差引かれている。清治シン、高山喜三郎は、それぞれ小坂の⑩と⑫の子弟で、年も若く給米も極めて少ないことから口べらし的性格をもっているといえよう。高山ナツは喜三郎の姉に当り、給米の大部分を作徳米として差引かれている。

大正4～6年の田中昭三は、竹ノ花の分家の子弟であるが、途中北海道へ出奔してしまう。山形六左エ門は既述のように、①の子弟であり、田中家の学費で新発田農林を卒業後に奉公に出ている。

大正6年の山形半五郎は、②佐市の息子であるが、途中出奔し、3ヶ月の給米として8斗2升を受けている。その後、再度奉公人として雇われているが、この年の給米6俵8斗4升は、先の阿部助四郎座の作徳米としてやはり差引きを受けている。大正6～8年に出てくる山形サトは、この半五郎の妹に当り、また、高山家の喜三郎とナツ、①の六左エ門と妹のマツのように、個人を単位とするのではなく、家を単位に奉公人を出していることがわかっていよう。従って、給米も個人ではなく家ごとに支払われており、これは給米が作徳米と相殺されるケースが多いことに端的に表われている。今井稲四郎は、荒町在住で、又小作人を抱える座頭・大小作人の家である。

以上のように、第一に、大正期における奉公人は、みな一年季奉公で流動性も高いが、玉浦、今井両家を除いてすべてが小坂在住の小作人である。第二に、その階層性をみると、田中家の小作人の中でも作徳米の比較的大きな上層農家に属し、しかも、又小作の座をもつ座頭の家々により占められているという特徴をもつ。第三に、従って、年季奉公とはいえ奉公に出る家々はほぼ固定される傾向にあり、家を単位とするものとなっている。給与は低い、これも作徳米と相殺されることがこれを裏づけているが、それだけに田中家に対するこれらの家々の従属が深いことを予想させるのである。

**手作地の労働組織** 表33は、大正12年における手作地経営、水田の労働組織である。資料的に明

表33 大正期における田中家手作経営の労働組織

(単位：人)

番号	氏名	田打	畦塗	代掻・肥振り	苗代作り	田植	田草取	稲刈
⑤	田中長三郎	2.0	1.0	1.0	1.0	1.5	2.0	
①	山形六左衛門	2.0	1.0	1.0		2.0		
⑩	小池伊平	2.0					1.0	
荒町	今井稲四郎	2.0	1.0		1.0	0.5(手伝1.0)		
⑤	山形キセ	2.0	1.0				6.0	
⑩	小池ユキ	1.0	1.0			(手伝1.0)		
①	山形マツ	2.0	1.0	1.0	1.0	0.5(手伝1.0)		
⑧	金田友平			0.5※1				
?	小池春次			1.0	0.5			
⑭	金田新蔵				0.5※2			
⑤	山形佐市の母						4.0	1.5
⑤	山形佐々吉						3.0	
②	高山喜三郎の妻						8.5	4.0

注：1) 「田中家文書」より作成。

2) ※1 牛とこれを操る人を借りる。

※2 馬とこれを操る人を借りる。

らかとなる作業と労働力のみを記している。

田打は、分家である⑤長三郎と①の六左エ門、⑩の伊平、荒町の今井稲四郎の男子4人と六左エ門の妹マツ、⑤の山形セキ、そして⑩小池ユキが補助的労働力となっている。このうち分家の⑤長三郎家を除いて、日当として男40銭、女30銭が支払われている。畦塗も⑩伊平を除き同じ人員で行なわれている。本田の代掻・肥振りは、⑤長三郎と六左エ門を中心として、⑧の家から牛とこれを操る人を借りており、苗代作りにも⑭新蔵家の馬および操る人を借りている。ここでも⑤長三郎と稲四郎が中心的労働力である。田植は女手を中心であるが、このうち①マツ、⑩ユキ、今井稲四郎の1.5人分のうち1人分については手伝いとして賃金の支払いが行なわれていない。これはユイとして労働力交換が行なわれ、田中家も返し仕事に出たものと考えてよいだろう。田草取りは、幾日かに渡って行なわれているが、これも分家⑤長三

郎家と②の母の4.5人、⑤佐市の母と妻を含めて7.0人、山形セキの6.0人が多い。稲刈は、奉公人の他、⑤佐市の母1.5人、②喜三郎の妻4.0人である。これらの労働にも日給として80銭ほど支払われるが、中には支払った金を返しに来る家もあり、地主の日常的な恩恵に対する奉仕としての性格が窺えるのである。稲架掛けは、分家が5人分で行なっている。

手作地経営の労働力構成はほぼ以上のとおりであるが、この労働力には性格の相違がみられよう。第一に、分家の⑤長三郎家で、各種の田仕事に従事するが賃金は支払われていない。いわばスケの関係にある家である。家としては独立しているが、田中本家の地主経営に必要な場合、いつでも徴収できる労働力として自己の周辺に配置したものと見えよう。しかし、全く無対価というわけではなく、歳暮として現金5円を送られたり、本家の母屋改築に伴い農業倉庫の増築を本家がかりで行なって

もらうなど、生活全般に渡り様々な恩恵を与えられていたのである。性格は異なるが、こうしたいつでも徴収できる労働力としてやはり①の家がある。戸主松次郎は、主に、山林経営に携わっているので、手作地経営の労働力は後継者の六左エ門が当たっている。この①の家は、前表のとうり田中家の小作人の中でも最大の又小作の座頭となっており、こうした恩恵に対する奉仕の関係にある。日雇賃金を返しに来るといいうのも、こうした関係を端的に示している。第二に、田植の時にみられたユイ＝労働力交換である。この年は、3人分が手伝として賃金が支払われていない。この見返りの労働力を提供するわけであるが、これは奉公人を貸すことで果されている。一番多いのが第三の日雇賃労働である。しかし、①、②、③、⑤は田中家の小作人の中でも上層に位置するし、⑧、⑨は部落の重立というように、その階層性が一般に高いという特徴を察知できる。これが決ったものであるか明確でないが、他の年々の手作地経営の労働力にもこうした傾向を読みとることができる。

このように、大正期における労働組織は日雇賃

労働が主力であり、従って、若干のスケやユイはみられるものの、この労働力に対しては基本的に対価が支払われる。しかし、純粋な賃労働関係に解消してしまっていないことは、雇用範囲が小坂部落の上層小作人に限られ、しかも個人ではなくて家を単位として雇用されていることに窺える。つまり、そこには家連合的な性格および多分に地主による恩恵的な施策としての性格を付随させているのである。それは他の労働組織や生活組織をめぐる家々の関係をみることにより一層浮きぼりにされることになる。

渡し仕事 次に、この奉公人と手作地経営をめぐる労働組織の分析結果とかかわらせながら、他の契機をめぐる労働組織の特質を考察しよう。

ここで小作農家とのかかわりをみるうえで重要なのは、いわゆる「渡し仕事」であろう。この仕事の具体的内容は、原野の開墾、草刈り、薪木切り、というものであるが、この渡し仕事とは、例えば、⑤山形佐市がみられるが、彼は田中家からこれらの仕事を請負い、いはば中間監督として日雇小作人たちを集め、作業に従事させることになる。そしてリベートを得ることになるのである。

表34 渡し仕事

名 前	部 落	年・月・日	仕 事 の 内 容	報 酬	仕 事 の 量
山形佐市	小坂	2. 3. 7	藤掛原野開こん	15円25銭	? 人
斉藤徳松	岡屋敷	6. 7. 12	京ヶ瀬の草刈り	7円	12.0
		7. 14	京ヶ瀬の草刈り	7円50銭	15.0
		10. 2. 26	薪木切り	16円25銭	?
玉浦作太郎	動木橋	8. 12	"	20円75銭	?
		今井福次郎	荒屋敷	8. 21	"
今井福次郎	荒屋敷	11. 20	?	28円50銭	28.5
		11. 26	?	16円	16.0
		11. 7. 7	?	16円	16.0
山形松次郎	小坂	12. 8. ?	薪木切り	13円	13.0
		"	"	108円50銭	34.5
		"	"	18円75銭	15.0
		"	"	4円80銭	4.0
		"	"	9円	9.0(女)
		5. 11	"	前渡 10円	

注；「田中家文書」より作成。

表35 田中家出入の職人

(1) 職人 - 大工

名 前	年・月・日	報 酬	仕事量
宮崎春松	2. 1. 21	円45	1.0 <sup>人</sup>
"	8.1~6	4.95	10.0
同 弟 子	8.1-13	2.90	13.0
宮崎春松	8.18-9.2	5.17	11.5
同 弟 子	8.19-9.2	2.70	12.0
鈴木又平	8.21-9.2	4.70	10.5
田中三太郎	8.26-9.2	1.56	5.0
波多野鹿助	8. 31	.40	1.0
同 長 男	8.31-9.7	3.20	8.0
次 男	9.2-9.6	.50	5.0
宮崎春松	10.12-17	2.70	6.0
同 弟 子	10. 4-16	2.20	9.0
宮崎春松	11.22-27	2.70	6.0
同 弟 子	11.21-26	1.35	6.0
宮崎春松	6. 4. 8-12	2.00	4.0
皆川富喜次	4.11-12	1.00	2.0
?	10. 6-7	1.50	2.5
宮崎春松	8. 11. 1-9	12.60	10.5
"	12.4.29-5.2	13.70	?

(2) 職人 - 屋根葺

名 前	年・月・日	報 酬	仕事量
本間菊四郎	2. 5. 2-8	円16	4.5 <sup>人</sup>
長谷川民四郎	5. 4-8	2.40	5.0
斉藤六郎左エ門	9. 5	.40	1.0
? 他3人	4. 7. 15	1.25	?
波多野為助	8.1-4	1.96	7.0
同 長 男	"	1.80	6.0
次 男	"	1.10	5.5
浅沢	9.4-14	3.00	10.0
浦村勘六	6. 6.14-26	9.00	15.0
波多野為助	12.5.20-26	38.80	38.0

(3) 職人 - 左官

名 前	年・月・日	報 酬	仕事量
小林徳太郎	2. 9.24-25	円94	2.0 <sup>人</sup>
"	10.25半日	.25	0.5
新 造	6. 6.27-28	1.50	4.0
?	"		
弟 子	"	3.00	7.0
?	"		
?	8. 10. 6	1.30	1.0

(4) 職人 - 庭・松木の手入れ

名 前	年・月・日	報 酬	仕事量
渡辺善吉	2. 6. 12	円35	1.0 <sup>人</sup>
長谷川兵三郎	7. 17	.70	1.0
同 弟 子	"	.50	1.0
"	"	.50	1.0
渡辺善吉	8. 8	.35	1.0
"	4. 5. 7	.33	1.0
長谷川奥左エ門	7. 19	.50	1.0
同 弟 子	"	.50	2.0
他1人 長谷川奥左エ門	10.7.18-19	4.80	4.0
" 他2人	8. 5-6	12.40	7.0
"	9.17-18	3.60	25.0
" 他3人	12. 7. 22	5.10	3.0

(5) 職人 - その他

名 前	仕事内容	年・月・日	仕事量
近江新之助	木 挽	4. 4.13.30	2.0
波多野五三郎	桶 屋	6. 9. 13	1.0
相 馬	表具師	11.27-30	7.0
波多野五三郎	桶 屋	10. ?	1.0
?	真綿取り	10.6.22-23	2.0
波多野五三郎	桶 屋	12.9.21-23	1.5
田中下駄屋	下駄屋	1.15-17	3.0

注；「田中家文書」より作成。

つまり、先の又小作制度における座頭と又小作人と同じように、この渡し仕事の親方も田中家と小作人の中間管理者・中間搾取者としての機能を果たすことになる。この渡し仕事を請負う家は、⑤佐市家の他、①松次郎家、動木橋の玉浦家、荒町の今井家、そして手作地経営の労働組織には出てこなかった斎藤家が当たっているようである。斎藤家の場合には、居住地が隣村本田であったから当然のことであろう。

これら渡し仕事を受ける家々の性格をみておこう。これらの家々の農家としての性格を先の分析とかかわらせてみると、第一に、斎藤家を除く家々が全て田中家へ奉公人を出す家々である、ということがまず指摘できよう。第二に、しかも、⑤佐市家を除いて、又小作の座の親方であるということが出来る。つまり、一般にその階層性は高いのである。ここから、この渡し仕事は、田中家へのこれらの家々の奉仕に対する一つの恩恵的施策としての性格をもっているといえよう。従って、手作地経営の労働組織とこの労働組織とは密接な関連があって、これらの家々は田中家の庇護のもと、従属的な位置におかれていたといえよう。

**職人・日雇** 表35は、田中家に出入りしている職人を資料から整理したものである。大正期には、田中家の母屋の改築と分家長三郎家の倉庫の増築がおこなわれている。明治期においては、大工職・左官職・屋根葺職などは一般農民が農閑期に従事していたのであるが、みるように、この段階においては既にこれらが職業として分化する社会的分業の段階にあったことがわかる。従って、これらの仕事において一般小作人の家が田中家にユイ・手伝などで労力を提供することはみられない。田中家に出入する職人はほぼ固定していて、大工では宮崎春松、左官が小林徳太郎、屋根葺では波多野・本間たちが中心である。庭や松木の手入については、聖籠村の長谷川が毎年入っている。その他、職人として木挽職の近江、桶屋の波多野、表具師の相馬、下駄屋の田中下駄屋がある。

次に、表36により、他の日雇人の性格と従事している仕事内容についてみておこう。必ずしも整理がうまくなく分かりにくいだが、明治末からの推移を展望しておく、第一に、しだいに日雇人の雇用数と仕事量が減少していることが指摘できる。

表36 田中家の日雇人の推移

(単位：人)

	明治31年	明治40年	大正2年
① 山形松次郎	14.5	1.5	12.0
② 高山文太郎	8.0	14.0	3.5
③ 小池 丈吉	10.5	15.0	
④ 山形直次郎		7.5	3.0
⑤ 山形 佐市	2.0		2.0
⑥ 宮原 丈三	5.0		
⑧ 金田 平七		47.5	12.0
⑨ 小池 菅松	0.5		
⑩ 小池 仙吉	5.5	16.5	1.5
⑪ 小池 善平		1.0	
⑫ 小池 ハキ			2.5
⑭ 鈴木 丑吉			2.0
⑮ 田中長三郎			15.0
⑰ 金田 新蔵		6.0	6.0
⑱ 近江留次郎		35.0	
⑳ 清治 新作			2.0
大島	21.0		
その他	8.0	7.0	

注：「田中家文書」より作成。

第二に、雇用範囲が小坂に限定されるようになったことがあげられる。

もともとこの日雇というのは、地主への小作人からの奉仕に対して、地主の恩恵が金銭化されてきた、という奉仕としての側面と、生活の不安定な貧窮小作人の日稼ぎの場を提供するという恩恵としての側面の二つをもつ。つまり、論理的にはこの二つの性格をひとまず分けることができる。これらは小作農民の経済的な自立とともに、まず、後者が減少する。前者もやがて減少することになるだろうが、それは地主への依存が完全に解消されない限り若干残ることになるだろう。ひとまず、こうした展望の中で、先の推移を理解することが可能であろう。

前者の側面が強い家は、まず、大正12年にみる①松次郎、六左エ門で、大正2年に12人、明治31年にもそれぞれ14.5人、12.5人を出して一貫して量の多い家となっている。この家は、先にもみた

ように、小坂村最大の又小作の座の親方であり、田中家に奉公人も出し、中心的労力となっている。

これと同じような性格をもつのが⑩長三郎家である。この家は、九長次の妹リタが養子を迎えて明治44年に分家して以降、絶ずスケとして労力を提供しながら、さらに大正12年には15人と最大の労力を田中家に出している。次の金田友平⑧の家は、手作地経営の労働力としてみられたが、大正12年には12.0人、明治40年には47.5人と圧倒的に大量の労働力を出している。この他大正2年で多いのは②高山家で3.5人だけであるが、明治31年には8.0人とやはり比較的多く労力を出しているといえよう。つまり、地主田中家への奉仕が金銭化されたと思われるこれらの家々については、手作地経営の労働力と密接な関連がみられるのである。この田中家と緊密な関係は、さらに生活組織の分析によって明らかになろう。

これと対極に位置するのが后者、つまり、零細小作農の稼ぎの場の提供という恩恵の性格の強い日稼ぎ雇い人であるが、この典型的姿を示すのが⑩近江家であろう。この近江家は明治40年には35.0人であったが、大正2年には全くみられなくなっている。後にみるが、この家は田中家と結ばれる生活関連の中にも入ってこないし、歳暮における階層的序列においても最下層に位置している。同じく明治31年には大島という家が最大の21.0を出しているが、この家は後に廃家となっている。ここでは典型的な家の指摘にとどめるが、この日雇は、零細小作農に日稼ぎの場を提供していたのであるが、これら小作農の経済的自立とともに、あるいは他の出稼ぎや賃労働に収入を求めることにより、ここから足を抜くことになったとみることができよう。

## 2 田中家の生活組織

はじめに 次に、生活をめぐる田中家を中心とする家々の関係をごく限られた範囲ではあるがみしておくことにしよう。つまり、生活組織の一端をみようというのであるが、ここでは家や個人の生活史において最も重要な行事となる結婚、法事、そして日常的な家関係を窺わせる歳暮にみる家々の関係だけに考察を限ろう。この場合、「生活組

表37 4女ヨシの婚姻と家関係

〈荷送り人〉		
○山形松次郎	①	
○山形才一	①	
○金田平八郎		
○金田新蔵	⑨	
○小池丈吉	③	
○小池仁太郎		
○小池菅松	⑨	
小池勝次郎(下男)		

注：「田中家文書」より作成。

表38 5女シンの婚姻と家関係

〈荷送り人〉		〈祝儀到来〉	
○山形松次郎	①	森山嘉源治	シン嫁ぎ先
○金田平七	⑧	菅精一	
○小池菅松	⑨	大橋吉三郎	ミワ嫁ぎ先
○小池仁太郎		○桜井留吉	
○桜井留吉		○金田平七	⑧
○小池権四郎	③	○山形乙五郎	①
小池勝次郎		市島唯次郎	
(下男)		熊倉与総太	サダ実家

注：「田中家文書」より作成。

表39 6女ナヲの婚姻と家関係

〈荷送り人〉		蓮華寺	
○山形佐市	⑤	○山形松次郎	①
○山形松次郎	①	奥村隆太	ヨシ嫁ぎ先
○高山喜次郎	②	大橋吉三郎	ミワ嫁ぎ先
○金田新蔵	⑨	○山形己五郎	⑤
		田中権次郎	分家(二ツ堂)
〈祝儀到来〉		鈴木 斉	中ノ目
○金田長次郎		森山嘉源治	シン嫁ぎ先
○高山文太郎	②	熊倉与総太	サダ実家

注：「田中家文書」より作成。

表40 仁八郎の婚姻と家関係

＜荷送り人＞		＜祝儀到来＞	
氏名	関係	氏名	関係
田中吉次郎		熊倉与総太	サダ実家 (6)
安中助八		森山嘉源治	シン嫁ぎ先
白勢新作		唐橋(照善寺)	シカ嫁ぎ先
田中又平	分家(新発田)	○山形乙五郎	⑤
唐橋志か	シカ嫁ぎ先 (2)	白勢広吉	
大橋喜四郎	ミワ嫁ぎ先 (3)	五十嵐吉太郎	
奥村よし	ヨン嫁ぎ先 (4)	○小池権四郎	③
奥村よしい	"	八百熊	田中家出入の八百屋
森山嘉源太	シン嫁ぎ先 (5)	○山形松次郎	①
同しん	"	○金田平七	⑧
○田中九長次	②⑥	白勢新作	テイ実家
○田中仁八郎	九長次弟	田中又平	分家(新発田)
○小池善次		田中権次郎	分家(ニツ堂)
○山形松次郎	①	○小池藤八	②⑤
＜勝手方＞		白勢忠三	
井上要吉		奥村逢太	シン嫁ぎ先
五十嵐吉太郎		金田平栄太	
○金田平七	⑧	大橋吉三郎	ミワ嫁ぎ先
○小池権四郎	③	田中権平	分家(竹ノ花)
○山形乙五郎妻	⑤	鈴木齋	
○山形直次郎妻	④	佐藤平四郎	
家内九人		細野鬼子太郎	地主(下中ノ目)
玉浦作次(下男)	動木橋	鈴木徳吉	
○山形リタ(下女)			

注：「田中家文書」より作成。

織とは、村における年間の主要な行事・村人の生活史における重要な出来事・その他日常生活を送る上で家と家が結び合う<sup>(2)</sup> 関係、と規定したい。みたように、建築・屋根葺替等については、職人によって担われる社会的分業の段階にあった。従って、多分に儀礼的契機であるが、田中家を中心とする「家々の行き来」「交り」「手伝」等を考察する。それにより、労働組織との関連をみよう。

婚礼と家関係 婚礼をめぐる家関係を考察したいと思うが、これについては大正期にみられぬので明治期のそれを取上げよう。資料として残って

いるのは「四女よ志引越日記」(明治33年)、「五女志ん引越日記」(明治35年)、「六女ナヲ引越日記」(明治39年)、「仁八郎妻引越日記」(明治40年)であり、このそれぞれを整理して田中家と小作農との家関係の特徴をみていこう。前もって述べておけば、前三者と最後の「引越日記」とはその性格を異にする。つまり、後者では田中家が妻を迎えることになるのである。これらが労働組織における家関係とどのように関連しているであろうか、それが問題となる。

まず、荷送人として出てくる家々について考察

表41 田中家の法事と家関係

明治29年の法事と家関係				<送り膳>		
蓮華寺	関係	住所	今井兄太	親戚元庄屋	荒町	
長老			○小池藤八	㊥	小坂	
小僧			<勝手方>			
浄国寺			○山形佐市	⑤		
庵住			○山形直次郎妻	④		
田中又平	分家	新発田	○金田新蔵妻	⑱		
刈谷改次		天王	○小池丈吉	③		
中村乙吉						
藤間惣右エ門			明治43年の法事と家関係			
佐藤勇平次			氏名	関係	住所	
白勢新作	テイ実家		蓮華寺			
○山形次郎吉		小坂	小僧			
田中権平	分家	竹ノ花	浄国寺			
田中米三	分家		永見寺			
田中慎三	分家		正法寺			
田中権次郎	分家	二ツ堂	庵住			
○小池藤八	㊥	小坂	水野栄吉			
明治36年の法事と家関係			田中又平	分家	新発田	
蓮華寺	関係	住所	熊木俊次郎			
長老			刈谷富蔵		天王	
小僧			白勢新作	テイ実家		
永見寺			熊倉与総太	サダ実家	五十公野村	
庵住			中村乙吉			
水野栄吉			照善寺	シカ嫁ぎ先	嘉山	
水野善兵衛			大橋吉三郎	ミワ嫁ぎ先	大形村	
水野乙次郎			奥村隆吉	ヨン嫁ぎ先	加治川村	
白勢新作	テイ実家		佐藤荘三郎	ナヲ嫁ぎ先	佐々木村	
斎藤勝次郎			森山嘉源太	シン嫁ぎ先	加治川村	
唐橋シカ	シカ嫁ぎ先	嘉山	田中権平	分家	竹ノ花	
大橋吉三郎	ミワ嫁ぎ先	大形村	田中権次郎	分家	二ツ堂	
奥村ヨシ	ヨン嫁ぎ先	加治川村	田中三蔵	分家	池ノ端	
森山隆太	シン嫁ぎ先	加治川村	田中要吉	分家	聖籠	
佐藤ナヲ	ナヲ嫁ぎ先	佐々木村	○山形松次郎	①	小坂	
田中健吉			○小池藤八	㊥	小坂	
○山形松次郎	①	小坂	渡辺美吉			

注：「田中家文書」より作成。

表42 田中家よりの歳暮と家関係

名前	関係	大正4年	大正6年	大正8年
溝口伯爵	旧藩主	栗ノ実2升5合	干柿1箱	菓子豆3升
原宏平		山芋1貫匁	干柿1箱	干柿1箱
姉崎静弥	前村長・地主	玉子30個	西紙2束	西紙2束
小池重太郎	助役	菓子折1箱	ビール2本	西紙1束
蓮華寺				
斎藤翠松	大小作(竹ノ花)	味塩引1尾	塩引1尾	塩引1尾
木滑久次郎	収入役(乙次)	西紙1束	西紙1束	
○田中長三郎	分家(小坂)	金5円・塩引1尾	金5円・塩引1尾	金5円・塩引1尾
○山形松次郎	①	金4円・手拭5	金4円・手拭5	金4円・手拭5
○小池藤八	②⑤	西紙1束	西紙1束	西紙1束
○清治弥蔵	⑧	風呂敷1・手拭2	風呂敷1・手拭2	風呂敷1・手拭2
阿部助四郎	大小作(動木橋)	西紙1束・手拭3	白砂糖1斤・手拭3	白砂糖1斤・手拭5
鈴木徳吉	大小作(動木橋)	西紙1束	西紙1束	西紙1束
上杉栄吉	大小作(藤掛)	数ノ子1斤		
永見寺		ゴボウ1束・手拭2		
磯村貞吉	親戚(東京)	塩引1尾	干柿1箱	
○小池丈吉	③	西紙5状・手拭2	西紙5状・手拭2	西紙1束
○山形佐市	⑤	手拭5	手拭5	手拭5
○宮原丈三	⑥	西紙5状	西紙5状	西紙5状
○鈴木丑吉	⑭	西紙5状	西紙5状	西紙5状
○桜井清太郎	⑦	西紙5状	西紙5状	西紙5状
○金田平七	⑧	西紙5状	西紙5状	西紙5状
○高山文太郎	②	西紙5状	西紙5状	西紙5状
○小池菅松	⑨	西紙5状	西紙5状	西紙5状
○金田新蔵	⑰	西紙5状	西紙5状	西紙5状
○桜井敬吉	⑬	西紙5状	西紙5状	西紙5状
○清治仙吉	⑩	西紙5状	西紙5状	西紙5状
○小池善平	⑪	手拭2	手拭2	手拭2
○山形直次郎	④	手拭2	手拭2	手拭2
○小池ハキ	⑫	手拭2	手拭2	手拭2
○近江留次郎	⑳	西紙3状	西紙3状	西紙3状
○宮原又一	㉓	西紙3状	西紙3状	西紙3状
○桜井清次郎	㉑	西紙3状	西紙3状	西紙3状
○清治新作	㉒	西紙3状	西紙3状	西紙3状
○小林七左衛門	⑯	西紙3状	西紙3状	西紙3状
○桜井福松	㉔	西紙3状(返却)		
○金田金吉	⑰		西紙3状	西紙3状
斎藤徳松	(岡屋敷)			塩引1尾

注：「田中家文書」より作成。

しよう。①松次郎家は、九長次妹たちの荷送人として各々の日記に顔がみえる。とくに、これらの中で注目されるのが、いわば嫁を迎える立場となる仁八郎妻の荷送人の中にみられることであろう。その他の家々は田中家の親族や分家の関係にある家々であり、この家と田中家との関係を窺い知ることのできる格好の契機となっている。この点において位置づけは異なるが、婚礼の荷送人として②、③、⑤、⑧、⑨、⑯、の家々がある。みられるように、これらの家々のうち③、⑨を除く家々が田中家の手作地経営の労働力として労力を提供している。つまり、これら荷送人の役割を果すのも限られた家々であった、といえよう。

これにも増して田中家との関係を窺わせるのは、婚礼に祝儀を送ってくる家々であろう。ここでも①松次郎家がやはり、ナヲ、仁八郎の婚礼に際して送っているのをみる。乙五郎は⑤佐市家である。⑧平七家は、祝儀を送っている他、仁八郎の妻を迎える親族・分家の使者の供としてついでいる。さらに、②、③、⑤の家々がみられるのであるが、これらの家以外は親族・分家であるから、これらの家々の田中家との密接な関係をみてとることができよう。婚礼の勝手方についても同じような傾向を示しているのをみることができよう。

法事と家関係 次に、法事をめぐる家関係についてみよう。これについても明治期における資料しか残っていない。つまり、明治29年、36年、43年のそれである。みるように、親族・分家を除き一般農民の中で法事に客として呼ばれるのは、①と⑤だけである。この二家だけが、いわば別格的な位置づけを受けていた、といつてよいであろう。

歳暮と家関係 さて、最後に、歳暮についてみておこう。有賀によれば、この「歳暮の贈物は親方に対して行なわねばならぬ子方としての義務」であって、「このことを大きく考えれば賦役そのものに表象される両者の間の親方子方関係による給付関係であって、地主の支配と保護に対して名子の賦役が存在する関係と本質的関連を持つ」<sup>(3)</sup>、という。そして、有賀の分析において重視されるのだが、しかし、少なくとも明治末一大正期にかけての家関係をみる限り、多分に儀礼的な性格をもっていたといえる。それは田中家の方からも歳暮の品を送っていることにも窺える。

表42は、田中家から歳暮を送る家々と品々その関係の内容を示している。それに対して、これらの家々、とくに小作農家も歳暮を返すが、これはコンニャク、数ノ子の他、ゴボウ、イモなど畑で収穫したものが当られる例が多い。ここでは小坂部落内の家々との関係に限定してその特徴を指摘すれば、第一に、分家長三郎家に金5円が下しおかれているが、同様に、①山形家に対しても金4円が送られており、これらの家々の普段のスケに対す田中家の配慮を知ることができる。第二に、ここで注目しておきたいのは、手拭をつかわす意味である。これらの家々の性格は、農業・山林・生活の手伝い仕事の別を問わず、田中家によく労力を提供する家、あるいは労働提供を期待されている家々であるといえよう。こうした家として、この他に③、⑤、④、⑪、⑫が位置づけられていることがわかる。第三に、こうした点での区別とともに、他の家々についても田中家が下しおくものに明らかな格差がある。⑥～⑩の西洋紙五状のグループ、⑭～⑰の三状のグループでは明らかに位置づけが異なるのである。この階層的格差は、単なる土地所有、経営階層や家格に対応するのではなく、田中家の生産・生活におけるこれらの家々の位置づけの差異に基づいているといえよう。つまり、生活組織におけるこれらの家々の位置づけの軽重についても、労働組織における地主田中家との関連に規定されていることが察知できるのである。

### 3 村落生活と田中家

年中行事と田中家 次に、田中家の村落生活における位置づけや他の家々との関係を考察しよう。これについては資料も限られているが、まず、農耕を中心とする年中行事を「春祝言費用附立」「夏祝言費用附立」「秋祝言費用附立」「風祭費用附立」にみよう。

このように、小坂部落の年中行事として、資料的に残っているものをみると、春祝言、夏祝言、風祭、秋祝言とがある。祝言の本来の意味は、婚礼あるいはより限定的には婚姻成立の儀礼を意味するが、各祝言には必ず初穂を上げていることにもみられるように、すべてが農耕儀礼としての意

表43 年中行事の会費徴収額

(単位: 銭)

	春 祝 言		夏 祝 言		秋 祝 言	
	大正 5 年	大正11年	大正 5 年	大正11年	大正 5 年	大正11年
②⑥ 田 中 九長次	51	80	25	55	36	85
②⑤ 小 池 藤 八	28	70	22	50	32	75
①⑧ 清 治 弥 造	26	65	20	45	30	70
①③ 桜 井 敬 吉	26	65	20	45	30	70
①⑨ 金 田 新 蔵	26	58	18	40	28	63
③ 小 池 丈 吉	24	58	18	40	28	63
①⑤ 田 中 長三郎	24	58	18	40	28	63
① 山 形 松次郎	20	58	17	40	24	63
①④ 鈴 木 丑 吉	20	58	17	40	24	63
⑥ 宮 原 丈 三	20	50	17	35	24	55
⑦ 桜 井 清太郎	20	50	17	35	24	55
⑩ 清 治 仙 吉	20	50	17	35	24	55
②③ 宮 原 又 一	20	50	17	35	24	55
②⑩ 近 江 留次郎	20	50	17	35	24	55
①⑥ 小 林 七左エ門	20	—	17	—	24	—
①⑦ 金 田 金 吉	20	50	17	35	24	55
④ 山 形 直次郎	20	50	17	35	24	55
⑧ 金 田 平 七	14	58	15	40	21	63
⑤ 山 形 佐 市	14	40	15	30	21	45
⑨ 小 池 菅 松	14	40	15	30	21	45
②① 桜 井 清次郎	14	40	15	30	21	45
②② 清 治 新 作	14	50	15	35	16	55
①① 小 池 善 平	14	40	14	30	16	45
② 高 山 文太郎	14	40	14	30	16	45
①② 小 池 ハ キ	14	40	14	30	16	45
刑 部 平次郎	11	40	—	30	—	45

注: 「小坂部落区有文書」より作成。

味をもっていた、と考えるのが妥当であろう。

ある年の田中家の雇人日記をみると、年間の農耕は、4月初旬(7日頃)から田打がはじまり、6月15日ぐらいまで田植が続き、10月16日までに稲刈りが終わっている。こうした点を勘案するに、春祝言は、3月初旬から中旬にかけて行なわれたが、これは田植の開始にあたり神を迎える祭である「さおり」と考えられる。夏祝言は、田植の終

りにあたり田の神を迎える祭である「さのぼり」、風祭は、いうまでもなく農作物を風の害から守るために行なわれた儀礼である。最後の秋祝言は、十月夜の意味をもち、稲刈の終わった後に行なう収穫祭である。

この祝言の会費を集計したのが表43であるが、各家々はそれぞれの祝言について6-7段階に分けられて会費を賦課・徴収されていた。まず、田

中家であるが、これは各行事について最高額を賦課されているが、他の小作層との経済的格差を考えると極めて小さな額といえよう。次に、㉔藤八家。この家は農業はやっておらず小坂焼を生業としていた。従って、経済的階層は知りえないが、先の生活組織の分析にもみたように、小坂において田中家に次ぐ社会的地位を占める部落の重立である。第三層は㉒、㉓の家、第四層については若干の変動があるが、㉑の家までと㉐平七家である。この層までは、おおよそ重立の家、あるいは本家格の家々に占られていることが表から察知できよう。第五層は㉑直次郎家までの家々および㉒新作家などの9戸の家々、そして、第六層であるその他の7戸の家々である。

もともとこれら農耕儀礼は、村落の中心に親方百姓がいて、全体として一つの労働組織をなして子方百姓を支配していた頃には本家・子方百姓の家を中心に営まれることになろうが、この例では秋祝言＝収穫祭が終わった後まで稲刈りが続くというように、形式化し、その会費の徴収の仕方にもみたように、家々の連合の仕方地主田中家を中心に結ばれているわけではないことが指摘できよう。

**共有地・金と田中家** 以上の各祝言は、村を単位とする農耕儀礼であったが、次に、「神明宮入付米基本金利子取立出納控簿」、「共有金利子共有地入付米取立出納控簿」をみよう。

まず、「共有金」についてみると、共有地を借

りている家は㉑新作家（8斗6升）㉒金吉家（1斗9升）、㉓善平家（5升4合）、㉔友平家（2斗6升4合）、㉕丑吉家（9升7合）である。これに対して、共有金を借入しているのは、「貸付利子取立」をみると、①、③、⑧、⑬、⑭、⑱、㉑、㉒、そして田中家である。これらの家々は、その利子としてそれぞれ2円10銭づつを支払っている。先の田中家の金穀貸付では、借入金は農耕馬牛や肥料購入資金に充用されていた。この共有金も同じような機能を果たしているのであろうか。もし同じだとすれば、田中家が借用利子を取立てられているのはどうしてであろうか。

これを考える前に、この会がどのような機能を果たしているのかをみる必要がある。そのために会の支出を集計したのが表44である。みるように、支出は、主に、諸賦課・諸雑費・取立費・年番手当・縄・罫紙・奨励金などの運営費、酒・鯖・蜜柑などの懇親会費、そして各祝言への補助費、の3つに分けられる。このうち取立費についてより詳しくみると、その内容は、酒・鯖・醤油・鶏・葱・白米などが購入されているが、注目すべきことは、利子の取立人が利子支払人と同一人物となっていることである。このことと、大正期の各年度の借用した利子の額が2円10銭に固定していること、田中家も利子を取立られていること、この共有金は村を単位としているが年番とってこの会の運営に当る者がこの利子支払い人に限られていること、などから考えて、むしろこれらの家々が「共有金」の運営資金を支払っていると考えてよいだろう。つまり、先の各祝言の会費では第三層までの家が、ここでは形式的に共有金を借り、利子を支払っていたのである。そして「取立費」は、これらの運営を担う家々の懇親をはかるものとなっていた、といえよう。

これに対して「神明宮」はどうであろうか。まず、神明宮の入付米の支払い人は、田中家（2升1合）、③丈吉家（2斗4升9合）、⑧平七家（1斗2升9合）、㉑新造家（4升）、㉒清次郎家（5斗5升5合）で、合計が1石1斗4升5合になる。前の「共有金」では部落の重立が会の運営に当たっていたが、ここでは先よりも限定されて田中家、①、⑱、㉑の家々が総代として運営に当たっている。これが宗教的機能をもっていることはい

表44 「共有金」の支出集計 (単位：円)

支出ノ部		縄	2.50
課 賦 課	3.86	罫 紙	.30
諸 雑 費	14.99	奨 励 金	.90
取 立 費	8.78	収入ノ部	
年 番 手 当	3.00	作 徳 米	38.41
酒	3.45	利 子	24.26
鯿	90	山形松次郎返金	25.00
ミ カ ン	1.00	金田友平返金	18.00
春祝言補助	1.00	年 番 預 り 金	26.60
夏祝言補助	1.00	計	167.47
秋祝言補助	1.50		

注：「小坂部落区有文書」より作成。

うまでもないが、その支出からみれば、懇親的な機能を強くもっていたと考えられる。

## V 終論 若干のまとめと展望

農村社会学が、戦前の農村社会の構造、とくに地主による農民支配の構造を解明しようとする場合に、前もって考えておかなければならない重要な問題が残されている。それは、第一に、社会学が歴史をどう扱うのかという問題である。経済史学における歴史段階の区分は、いうまでもなく日本資本主義の発展段階に即して規定される。従って、資本と地主制との結合と背離の推移に焦点が置かれるのであるが、歴史社会的分析においては、とくに、農民層の労働と生活を視野に入れた分析が必要とされる。その際、どうこれと結合させるのか。これをどう扱うのか、ということが問われよう。第二に、これと密接に関係するが、基礎的な視角であると先に述べたところの農民層分解論をどのように具体化しつつ分析をするのか、という問題がある。第三に、地主—小作関係の具体的な態様は、その地域の自然的—地理的条件、生産力的条件あるいは商品経済の浸透度により異なるのであるから、地主制分析に際して、この地主制の地帯区分を考慮する必要がある。だが、従来の地帯区分、例えば、山田盛太郎が与えた「千町歩地主地帯」という規定、あるいは「隷農的定雇をもつ半隷農主的農耕の東北型と、半隷農主的小作料に寄食する高利貸的寄生地帯の近畿型」<sup>(4)</sup>という地帯区分について、この経済学における区分を社会学がどう評価するのか、という問題がある。

こうした大きな問題について、明確な解答を用意してはいないが、本稿では、これらの点について、第一に、経済史学における段階区分を基礎としつつも、むしろ農民と地主との社会的関係のあり方に考察の焦点を置き、その地主と農民との間に結ばれる社会関係の契機、その性格を中心に考察した。それは、経済学における分析では、資本と地主の関連に焦点がおかれ、地主と農民と関係については、まだ、十分な分析がされていないと考えるからである。地主—小作関係をみる場合でも、その支配の関係を差配制度などの管理制度から考察するとどまり、具体的な農民層の労働と生活を視野に入れた地主との関係を明らかにしていないのではなからうか。

第二に、地主経営の経済的構造の分析を基礎と

し、農民層分解が、この地主経営の性格の変化や農民的経営の発展により、さらに、これら地主の家と小作農との家関係の変化によりいかに媒介され、変容を受けつつ実現されるのか、を分析する方法がとられている。

第三に、経済学における地主—小作関係の特質究明の遅れを指摘したが、それゆえに、山田による地主制の「東北型」と「近畿型」という特徴づけにしても有力な実証根拠に依拠して主張されたわけではない。また、「千町歩地主地帯」という特徴づけについても、宮城の大崎地方と山形の庄内地方そしてこの新潟とでは地主と農民との関係はかなり違ったものがある、と考えるのが妥当であろう。さらに、この「千町歩地主地帯」にも、千町歩地主を頂点にしてさまざまな規模、さまざまな系譜を持つ地主が存在することに我々は注目せざるをえない。この調査対象地は、山田の地帯区分によれば、「東北型」の「千町歩地主地帯」として特徴づけられるが、みたように、この中浦村の事例をみても、千町歩地主市島家がいるのはあるが、その他にも土地所有規模だけを取ってみても実に多様な地主の存在が確認できた。そして彼ら地主たちは、農村社会の中に点としてあるのではなくて、支配機構の中では、その位置づけも、その支配の形態も、そしてその機能も異なるとはいえ、相互に密接な関係を保ちつつ生活していたのである。しかも、農民層に対する地主の支配ということ考えた場合、千町歩地主にも増して、農民と日常的な生活交渉のある彼ら下級大地主の存在の意味は大きいといえよう。つまり、その地域社会における地主—小作関係の具体的な姿をより端的に示しているとさえいえるのである。従って、下級大地主を取り上げ、この地主と農民の関係だけでなく、地主相互の関係にも注意をはらいつつ分析を進めたのであるが、こうした事例研究を積み重ねつつ、きめこまかな地域区分を考えていく必要があるのではないだろうか。

こうした点で、いまだ不十分ではあるが、本稿の課題である大正期の水田単作地帯の下級大地主田中家を中心とする地主—小作関係の特質について若干のまとめを提示し、田中家の地主としての存立基盤を明らかにしよう。

その前に、大正期における地主経営の性格についてその特質を指摘しておく必要がある。田中家は、既に明治初年には地主的性格を備えており、地主的基盤の古さを窺わせる。この家は、明治末

年から公債や株式投資に乗り出すが、大正期にあっても依然として小作料収取に経営の中心があったことは明らかである。この点でも、水稻単作地帯の下級大地主の特徴をよく示している。だが、経営の性格には変化がみられるのであって、明治期には他の地主との親族関係を基盤に地主相互の融資により小作人に対する貸付金・土地購入資金の一部を調達していたが、大正期には公債・株式投資により金融機関との接触を深め、ここからの借入金により貸付業を展開する。つまり、地主経営の再生産が、地域地主資本との関係から、資本との結合において可能となるのである。

しかし、地主相互の関係は依然として重要なのであって、一定の地域社会の中で緊密な親族関係が結ばれ、彼らの社会的地位を安定たらしめることにもなるのである。つまり、地主の通婚圏は地域的には一般農民よりも広いのであるが、婚姻における「同格原理」により、意外に狭い家々の関係により婚姻は結ばれ、そのことにより結果的には一定地域内において地主相互の緊密な血縁の網目が張りめぐらされることになる。

さて、田中家の農民支配、地主的土地所有展開の契機あるいは基盤ともなった金穀貸付業は、結果的には農民層分解を促し、地主の土地所有に結びつくものであるが、地主や農民の意識の上ではあくまでも恩恵的な付与なのであって、それゆえ、地主と農民の直接的な人格的な関係を基礎にそれが展開されているのを見た。それがまた、人格的・従属的結合を密にし、地主支配を安定たらしめることになる。これは田中家の土地所有形態・貸付地の分布にも明瞭にあらわれていた。

おそらくこれ以上に、または、これと結びついて田中家の支配を安定たらしめていたものは、又小作制度の存在であろう。この関係の本質は、土地所有に基礎を置く階級関係にならないが、これが座頭と又小作人という階層的関係に置き換えられ、これも一部落内でかなり複雑に錯綜しているために家と家の身分的關係に擬制せられ、その本質が隠蔽されることになる。しかも、この座頭たちは、手作地経営の労働組織にみたように家として田中家に労働力を提供し、地主経営の中に従属的に包摂されていた。また、他の労働組織の分析においても、田中家への労力提供が恩恵的施策になっていることが察知できたのである。このようにして、もっとも経済的に上層に位置する農民が、

同時に、もっとも強くその家の再生産を地主経営に依存していたのである。ここに我々は、大正期においても依然揺ぐことのない田中家の地主的支配の基盤のひとつを見出すことができよう。

ところで大正期の田中家の労働組織が、主に、日雇賃労働により構成されているのを見た。それはスケが主体となる労働組織に比して小作農民層の自立化の一指標ともなるが、純粋な賃労働では無論ないし、契約的雇用関係に解消されたわけでもなかった。つまり、労働力を提供するの、小作上層や座頭に限られる傾向にあり、しかも、家を単位として傍系成員を含め労働力を出すというように依然家連合的性格を多分に残していたのである。重要な点は、このことが、先に述べたごとく、地主経営に彼らの経営が包摂されていたというだけでなく、逆にいえば、これらの家だけが地主に依拠してではあれ村内の労働により生活可能であったということの意味している点である。すなわち、一般に、小作農家が小作経営だけで生活できないことは先にみたが、地主との家連合的關係に包摂されない小作層は、上層自作農や地主の年雇・日雇に労働力の一部を振り向けることができても、残り二・三男や女子の傍系家族員たちの多くを賃労働者として村外へ排出しなければならなかったと考えることができる。この点は、より詳しい分析を必要とするが、さしあたり、農民層分解が地主との家關係に規定されて現象していることの一端を本稿でも確認できるのである。

(完)

#### 註

- (1) 有賀喜左衛門『有賀喜左衛門著作集Ⅰ』20-22頁。
- (2) 中村吉治『村落構造の史的分析』621頁。
- (3) 有賀喜左衛門『有賀喜左衛門著作集Ⅱ』600頁。
- (4) 山田盛太郎『日本資本主義分析』241頁。

#### <付記>

調査に際しては、田中家の御家族に暖かい出迎えを受け、とくに田中孝正氏には貴重な資料の閲覧を許され、また、聴き取りに多くの貴重な時間をさいていただいた。記して感謝の意を表する次第である。